1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第4条第1項及び第2項に規定する障がい者等(以下、「障がい者等」という。)が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

2 委託業務概要

只見町地域活動支援センター事業実施業務

3 業務内容

只見町地域活動支援センター事業実施業務仕様書による。

4 事業実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※なお、次年度以降も単年度ごとの契約とするが、良好に業務が遂行されている場合、最長で5年間(令和7年3月31日まで)随意契約に基づく継続した事業業務委託を想定しています。

5 提案上限額

委託料の上限は年額10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)とします。

ただし、本委託料は当該事業に係る予算の成立後に確定するため、当該事業の予算が成立しなかった場合、契約を解除することがあります。この場合、町はその損害賠償の責は負わないものとします。また、委託料の予算が変更になる場合は、予算の範囲内で受託者と協議の上、契約を締結する場合があります。

6 経費について

- ① 維持管理費用のうち、トイレットペーパーや清掃用具などの消耗品・電気料・上下水道料・ガス代及び施設保守点検・施設修繕等の施設管理に係る費用は町が直接負担します。
- ② 前項の費用以外については全て法人負担とします。

7 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていること

- ・ 本町もしくは他の自治体で同種または類似業務の実績が概ね5年以上あること
- ・ 南会津郡内に事業所等を有する社会福祉法人、公益法人、NPO法人等の法人格を有す る団体で障がい者等の支援に必要な知識、技術を有していること
- ・ 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- ・ 現に運営している事業がある場合、直近の監査・実地指導等において重大な指摘を受けていないこと
- 納期限の到来している国税及び地方税を完納していること
- 8 実施スケジュール
 - 公 募 開 始 日 令和元年12月 4日(水)
 - 質 疑 締 切 令和元年12月18日(水)
 - 参加表明書の提出期限 今和元年12月25日(水)
 - 企画提案書の提出期限 令和2年 1月10日(金)
 - プレゼンテーション・ヒアリング 令和2年1月下旬を予定
 - ※プレゼンテーション時間はおおむね30分(ヒアリングも含む)を予定しています。 プロジェクターを使用する場合は事前に申し出をお願いします。 なお、詳細につきましては企画提案者に別途通知いたします。
 - 受託候補者の決定、通知 令和2年2月上旬を予定
 - 契約・事業開始 令和2年4月 1日(金)※ なお、本業務についての説明会は実施しません。

9 質疑及び回答

(1) 提出期限

令和元年12月18日(水)午後5時 必着

- (2) 提出書類 質問書(様式2)
- (3) 提出部数

1部

(4) 提出先

968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31 只見町保健福祉課福祉係 宛 E-mail fukushi@town.tadami.lg.jp

(5) 提出方法

持参・郵送または電子メール (FAX 不可)

(6) 回答

回答は、質問と併せて、本募集要項に問い合わせいただいた事業者全員に令和元年12月19日(木)(予定)までに電子メールで通知します。質問者に対しては質問書(様式2)に記載されているメールアドレス宛に通知します。

10 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和元年12月25日(水)午後5時 必着

(2) 提出書類

企画提案参加表明書(様式1)

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

T968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31

只見町保健福祉課福祉係

(5) 提出方法

持参又は郵送

11 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年 1月10日(金)午後5時 必着

- (2) 提出書類
 - ·企画提案書提出書(様式4)
 - ・企画提案書(A4判、任意様式)
 - ・事業見積書(A4判、任意様式)
- (3) 提出部数

6部(原本1部、副本5部)ただし、事業見積書については1部

(4) 提出先

〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31

只見町保健福祉課福祉係

(5) 提出方法

持参又は郵送

12 審査方法等

(1) 選考方法

選定委員会は提出書類・プレゼンテーション及びヒアリングに基づき審査項目(別添参 照)ごとに採点の上、評価点の合計点数が最も高かった事業者を受託候補者として選定 します。

ただし、応募者が1者であっても審査を行い、評価点の合計点数が過半数を超える場合は受託候補者とします。

(2) 審査結果

審査結果は、企画提案書の提出があった全事業者に対して、参加表明書に記載のメール アドレスに通知します。なお、通知は令和2年1月下旬を予定しています。

13 契約

- (1) 受託候補者は、提出された企画提案書等を踏まえ、速やかに本町と協議してください。
- (2) 予算成立後、提案上限額の範囲内で、本町と随意契約により委託契約を締結します。 なお、受託候補者と協議が整わないときは、審査結果上位の者から順に契約締結の協議を行います。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 1事業者からの提案は1提案とします。
- (3) 提出書類に関しては、原則として追加・変更は認めません。
- (4) 参加事業者から提出された提案書等は返却しません。
- (5) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とします。
 - ・「7 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
 - ・提出書類が提出期限後に到着した場合
 - ・必要な書類が揃っていない場合(必要事項の未記入、押印がないものを含む)
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・提案価格が提案上限額を超える場合
 - ・公平な審査を阻害する行為があった場合

採点表 (審査基準)

只見町地域活動支援センター事業実施業務プロポーザル

採点者

応募者	
心奔泪	

	項目 審査内容		評価/配点		
			評価内容	点数	採点
	業務実績	・センターの運営に活かせる同種業務の実績はあるか・継続的に安定して運営することができるか	十分ある適正である	5点	
実施体制等	個人情報保護	・個人情報の保護管理意識を有しており、保護管理の体制がしっかりとできているか	ある 普通	3 点	
	職員体制	・適任人材の確保、配置計画について (管理者、職員等)	乏しい 問題がある	1点	
	業務の理解度	・提案内容が、本町の現状と課題、国の動向等を 踏まえた適切なものとなっているか			
	業務計画	・只見町地域活動支援センター事業実施に関する 業務内容及びスケジュールは適当か ・支援業務内容はわかりやすいか	良い	10点	
実施内容等	障害特性等に関 する理解	・障がい特性について理解があるか・障がい者のための支援になっているか	やや良い 普通	8点5点	
	危機管理体制の考え方	・危機管理体制は利用者の安全が確保された内容 となっているか(災害時の対応、事故防止策、	やや良くない	3点	
	提案項目	衛生管理体制等) ・地域活動支援センター事業のほか独自の提案や 地域障がい者の為の創意工夫事業実施計画な どがあれば加点	良くない 	1 点	
価格	35 点÷応募者数>	〈(応募者数-価格順位+1) ※小数点第 1 位四捨	活工人	1	
	1	合計(100 点満点)			